

全日赤規約・規定

全 日 赤 規 約

第 1 章 総 則

第 1 条 この会は全日本赤十字労働組合連合会（略称を全日赤、英名を Japanese Red Cross Society Workers' Union）と称し、事務所を次の場所におく。

東京都台東区入谷 1 丁目 9 番 5 号

第 2 条 この会は法人とする。

第 3 条 この会は会の綱領、宣言及び決議の徹底、実現をはかることを目的とする。

第 4 条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 組合の組織拡大と充実強化に関すること。
- 2 組合員の待遇及び労働条件の維持改善に関すること。
- 3 組合員の教育宣伝、文化高揚に関すること。
- 4 組合員及びその家族の福利厚生に関すること。
- 5 日本赤十字社の民主化に関すること。
- 6 同一目的をもつ他団体との共同提携に関すること。
- 7 社会保障制度の充実に関すること。
- 8 平和と民主主義擁護に関すること。
- 9 その他目的達成に必要なこと。

第 2 章 組 織

第 1 節 組 織 機 構

第 5 条 この会は会の要綱規約に賛同し、加盟した組合で構成する。

第 6 条 この会は次の組織をもつ。

- 1 単組
- 2 本部単組
- 3 地方協議会
- 4 連合会本部

第 2 節 連 合 会 本 部

第 7 条 連合会本部は、この会議を代表し、会務を運営する。

第 8 条 連合会本部は、中央執行委員会と書記局で構成する。

第 9 条 書記局は、中央執行委員会の事務機関であって、書記長、書記次長、書記で構成する。書記のほかに嘱託をおくことができる。書記及び嘱託は大会において選任する。

第10条 連合会本部に次の部をおく。部 長は中央執行委員会構成員があたる。

- | | |
|-------|---------|
| 1 総務部 | 6 女性部 |
| 2 組織部 | 7 青年対策部 |

- | | |
|---------|-------------|
| 3 企画調査部 | 8 財政部 |
| 4 教育宣伝部 | 9 血液センター対策部 |
| 5 福利厚生部 | 10 福祉施設対策部 |

第11条 連合会本部の業務運営、役員、書記及び嘱託の賃金労働条件については、全日赤規定で定める。

第 3 節 地 方 協 議 会

第12条 地方協議会は、連合会の決議の徹底、実現と地方的事業の達成をはかり、地方共同体制を強める。

第13条 地方協議会は別表の地方ごとに設け連合会加盟単組で構成する。

第14条 地方協議会は別に規約をもち、年1回大会を開催し、役員を選出する。

但し、連合会の規約決議の主旨に反する規約を定め、決議を行うことはできない。

第15条 地方協議会に地方協本部をおき、地方協本部はその地方において連合会を代表し、地方協議会の会務を運営する。

第16条 地方協本部は役員と書記で構成する。

別 表

地方協議会	所属する都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	東京、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、山梨、静岡
北陸・信越	長野、新潟、富山、石川
近畿	福井、愛知、岐阜、大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山、三重
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、徳島、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第 3 章 機 関

第17条 この会に次の機関をおく。

- 1 決議機関 大会 中央委員会
- 2 執行機関 中央執行委員会
- 3 監査機関 会計監査
- 4 特別機関 身分補償委員会
- 5 協議機関 地方協議会代表者会議 青年協議会
- 6 諮問機関 専門委員会

第 1 節 大 会

第18条 大会は、この会の最高決議機関であって、中央執行委員長が招集し、次のもので構成する。

- 1 代議員
- 2 中央執行委員会委員
- 3 地方協議会議長

第19条 代議員は、加盟単組において組合員の直接無記名投票により選出し、任期は1年と

する。代議員数は単組ごとに連合会費納入人員50名、及びその端数につき1名とする。
ただし、連合会費300名を超える部分については連合会費納入人員100名、及びその端数につき1名とする。

第20条 代議員は、次の要件を満たす場合に、有資格代議員として大会に出席することができる。

- 1 代議員の所属する加盟単組が大会開催第1日が属する月の3ヶ月前までの連合会費を納入していること。
- 2 連合会本部構成員及び本部単組組合員でないこと。

第21条 定期大会は毎年1回7月または8月に開催する。ただし、下記の場合はその目的を明示して臨時大会を開かなければならない。

- 1 中央執行委員長が必要と認めたとき。
- 2 加盟単組の4分の1以上の要請があったとき。

第22条 大会を開くときは、中央執行委員長が開催に関する公示を行い、開催2週間前までに次のことを加盟単組並びに構成員に送達しなければならない。ただし、臨時大会の場合は、送達期間を短縮することができる。

- 1 招請状
- 2 議案
- 3 役員選出を行う大会の場合は、役員候補者名簿

第23条 大会に附議決定をしなければならない事項は次のとおりとする。

- 1 中央執行委員会の業務報告
- 2 綱領・宣言・規約・規定の決定並びに改廃
- 3 役員の選挙
- 4 予算及び決算
- 5 争議行為
- 6 労働協約の締結ならびに追加、改廃
- 7 他団体への加入、脱退
- 8 加盟単組の除名と権利停止
- 9 この会の解散
- 10 その他重要な事項

第24条 大会は代議員定員の3分の2以上の出席をもって成立し、委任状出席は認めない。

第25条 議決権は代議員のみが有する。議事は出席代議員の過半数によって決定する。可否同数の場合は議長が決める。但し、この規約で別に定める事項は、その条の定めにしたがって議事を決定しなければならない。

第26条 大会に議長団、書記、議事運営委員会をおく。議事運営については、全日赤議事運営規定で定める。

第27条 大会が認めた場合、議事の決定の一部を後日書面投票で行うことができる。

第2節 中央委員会

第28条 中央委員会は大会に次ぐ決議機関であって、中央執行委員長が招集し、次のもので構成する。

- 1 中央委員
- 2 中央執行委員会委員
- 3 地方協議会議長

第29条 中央委員は加盟単組において組合員の直接無記名投票により選出し、任期は1年とする。中央委員数は単組ごとに1名とし、連合会費200名を超える部分については連合会費納入人員200名、及びその端数につき1名とする。

第30条 中央委員は、次の要件を満たす場合に、有資格中央委員として中央委員会に出席することができる。

- 1 中央委員の所属する加盟単組が、中央委員会開催第1日が属する月の3ヶ月前までの連合会費を納入していること。
- 2 連合会本部構成員及び本部単組組合員でないこと。

第31条 中央委員会は年1回ないし2回開催する。但し次の場合は臨時に開催することができる。

- 1 中央執行委員長が必要と認めたとき。
- 2 加盟単組の3分の1以上の要請があったとき。

第32条 中央委員会を開くときは、開催1週間前までに次のことを加盟単組並びに構成員に送達しなければならない。但し、臨時中央委員会の場合は、送達期間の短縮及び電報招請等によることができる。

- 1 招請状
- 2 議案

第33条 中央委員会に附議決定をしなければならない事項は次のとおりとする。

- 1 当面する重要事項
- 2 追加予算
- 3 争議行為
- 4 その他大会の決議を要しない事項

第34条 中央委員会は中央委員定員の3分の2以上の出席をもって成立し、委任状による出席は認めない。

第35条 議決権は中央委員のみが有する。議事は出席中央委員の過半数によって決定する。可否同数の場合は議長が決める。

第36条 中央委員会に議長、書記、議事運営委員会をおく。議事運営については、全日赤議事運営規定で定める。

第37条 中央委員会は、この会の役員が次のひとつに妥当すると認めた場合は出席中央委員の4分の3以上の決議をもってその役員を解任することができる。但し次期大会の承認を得なければならない。

- 1 役員として不適当と認められるに至った場合
- 2 事故のため長期執務し得ない場合

第 3 節 中 央 執 行 委 員 会

第38条 中央執行委員会は大会及び中央委員会の決議を執行する期間であって、中央執行委員長が招集し、中央執行委員会委員で構成する。

第39条 中央執行委員会の主な任務は次のとおりとする。

- 1 大会、中央委員会の議案作成
- 2 大会、中央委員会の決議執行
- 3 書記局の運営
- 4 財政会計の管理運営

第40条 中央執行委員会はその構成員の過半数の出席をもって成立し、中央執行委員長が議長となる。議事は出席委員の3分の2以上をもって決定する。但し、規約第47条第7項の特別中央執行委員は成立定数から除外する。

第 4 節 そ の 他 の 委 員 会

- 第41条 会計監査は連合会会計の監査を行う機関であり、会計監査員で構成する。
- 第42条 身分補償委員会は別に定める身分補償規定の適用認定を行う機関であり、身分補償委員で構成する。
- 第43条 地方協議会代表者会議は、連合会事業と地方的事業の執行に関する調整協議を行う機関であって、中央執行委員長が招集し、地方協議会議長を含む地方協議会三役3名ずつと中央執行委員会委員で構成する。この会議は地方協議会の過半数が要求したときにも開催しなければならない。
- 第44条 青年協議会は、青年の、連合会決議に基づく活動、独自の要求に基づく活動を行う機関であり、別に定める青年協議会規定により運営する。
- 第45条 専門委員会は、中央執行委員会から付託された事項を取り扱う機関であって、決議機関で選出された委員で構成する。

第 4 章 役員、委員、顧問

第46条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|-----|
| 1 中央執行委員長 | 1名 |
| 中央副執行委員長 | 若干名 |
| 書記長 | 1名 |
| 書記次長 | 1名 |
| 中央執行委員 | 若干名 |
| 2 会計監査 | 2名 |
| 3 身分補償委員 | 7名 |

第47条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 中央執行委員長はこの会を代表し事業の運営財産管理等一切を責任をもって統轄する。
- 2 中央副執行委員長は中央執行委員長を補佐し中央執行委員長事故あるときはこの職務を代行する。
- 3 書記長は中央執行委員長を補佐してこの会の事務及び書記局の業務を掌握すると共に書記局を代表しこの会の証印を管理する。
- 4 書記次長は書記長を補佐し書記長事故あるときはこの職務を代行する。
- 5 中央執行委員は中央執行委員長を補佐し会務の執行に当たる。
- 6 この会の役員のうちもっぱら上部団体・他団体の業務に専念する役員について、中央執行委員会の決定によって特別中央執行委員とすることができる。
- 7 会計監査はこの会の会計を監査する。
- 8 身分補償委員は身分補償委員会の職務を行う。

第48条 役員の任期は、次期定期大会までの1年とし、再選は妨げない。役員更迭の場合前任者は後任者の選挙されるまでその職務を執行する。また、役員は相互に兼任することはできない。

第49条 中央執行委員会構成員は専従とする。但し組織状況その他を考慮して一部を非専従とすることができる。中央執行委員の数及び非専従者の数は、中央執行委員会が決定し、大会の承認を得なければならない。

第50条 役員選挙は定期大会出席代議員の無記名投票による。役員に欠員が生じたときは補欠選挙を行う。選挙は別に定める選挙規定にもとづき行う。

第51条 専門委員会の委員の選出は、中央執行委員会が推薦し、決議機関の承認を求める。その任期は次期定期大会までとする。

第52条 この会に顧問をおくことができる。顧問は中央執行委員会が推薦し、定期大会で承認を求めて委嘱する。

第 5 章 加盟脱退

第53条 この会に加盟しようとする組合は、その組合の正式機関の決議を経て、所定の加盟申し込み書に連合会費1ヶ月分をそえ、連合会本部に送達しなければならない。

第54条 この会には複数の施設の組合または労働者が合同して加盟することができる。

第55条 この会より脱退するときは、その加盟単組の決議を経て、理由を明記した文書をもって中央執行委員長に届出なければならない。単組は前記文書を発したときから、この会での権利を失い、未済債務は1週間以内に完済しなければならない。債務弁済は組合の長が責任を負う。

第56条 この会に加盟または脱退があった場合、中央執行委員会は直後の決議機関の承認を得なければならない。

第 6 章 権利、義務、賞罰

第57条 この会の加盟単組所属の組合員は、平等の権利を有し、人種、性別、宗教、思想、政党、門地または身分によって差別を受けることはない。

第58条 この会の加盟単組及び所属組合員は次の権利がある。

- 1 組合活動によって生じる利益を平等に受ける権利
- 2 選挙権と被選挙権
- 3 役員を自由に批判する権利
- 4 議事録、会計その他あらゆる書類を検閲する権利
- 5 この会のあらゆる集会に出席して、組合の行動について自由に批判し、この会の機関に質問声明を発する権利

第59条 この会の加盟単組及び所属組合員は次の義務がある。

- 1 綱領を尊重し規約及び決議に服する義務
- 2 連合会費、負担金を納める義務

第60条 この会の加盟単組または組合員がこの会に貢献し、特に功労のあったものは決議機関の決定によって表彰される。褒賞の具体的処置はその都度決定する。

第61条 この会の加盟単組は、その単組を代表する代議員または中央委員を、大会または中央委員会の承認を得て召還することができる。

第62条 この会の加盟単組が次の各号のひとつに該当する場合は警告、権利停止、除名処分をすることができる。

- 1 この会の規約に違反した場合
- 2 この会の統制を乱しまたは名誉を傷つけた場合
- 3 正当な理由なく連合会費を3ヶ月以上滞納した場合

第 7 章 重要事項

(争議)

第63条 この会の争議行為は、大会においては大会出席代議員の直接無記名投票により、代議員総数の過半数の賛成を得て、また中央委員会においては出席中央委員の直接無記名投票により、中央委員総数の過半数を得て決定しなければならない。

第64条 争議機関は原則として中央執行委員会が担当する。但し必要あるときは、大会出席代議員の直接無記名投票による過半数の賛成を得て新たな闘争機関をつくることができる。

（身分補償）

第65条 この会の加盟単組の所属組合員が、連合会の決議機関の決議にもとづく、執行機関または闘争機関の指示による活動遂行のために受けた、不利益取扱い、又は犠牲に対して、別に定める身分補償規定にもとづき補償するものとする。

（規約改正）

第66条 この規約の改正は、大会出席代議員の直接無記名投票により、代議員総数の過半数の賛成を得なければならない。この規約で別に定めることとした規定の改正についてもこれに準ずる。

（解散合併）

第67条 この会の解散又は合併及びこれらにともなう財産処分は、大会出席代議員の直接無記名投票により、代議員総数の過半数の賛成を得なければならない。

（上部団体加入）

第68条 この会が上部団体に加入するときは、大会出席代議員の直接無記名投票により、代議員総数の過半数の賛成を得なければならない。

（除名・権利停止）

第69条 この会の加盟単組の除名又は権利停止を行うときは、大会出席代議員の直接無記名投票により、代議員総数の過半数の賛成を得なければならない。また、警告を行うときは中央執行委員会の決定と、決議機関の承認をもとめて、中央執行委員長が行う。

第70条 この会の団体交渉の権限を第三者に委任するときは大会出席代議員の過半数の賛成を得なければならない。但し、緊急を要し、大会開催が困難な場合は、代議員の書面投票により行うことができる。

第71条 中央執行委員長は、中央執行委員の業務又は交渉委員の一部を書記局員、組合員又は上部団体に委任することができる。委任された者の目的遂行のための言動の責任は、中央執行委員長が負わなければならない。

第 8 章 会 計

第72条 この会の経費は、連合会費、諸負担金、寄付金、雑収入をもってあてる。

第73条 連合会費は、組合費、闘争資金積立金、身分補償資金積立金をいい、その額は大会で決定し、毎月加盟単組でとりまとめ、1ヶ月以内に連合会本部に納入するものとする。

第74条 この会の運営上必要あるときは、決議機関の決議を経て臨時に資金を徴収することができる。これらを負担金と称し、その額と納入時期は決議機関で決定し、加盟単組でとりまとめ、定められた時期までに連合会本部に納入するものとする。

第75条 この会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第76条 中央執行委員会は、会計年度ごとに決算を行ない、大会に報告しなければならない。この報告には、職業的資格ある監査人の監査証明書を添付しなければならない。

第77条 会計監査は、この会の会計を年2回監査し、決算後の大会に報告する。

第78条 会計事務は、別に定める会計規定にもとづき処理する。

第 9 章 附 則

第79条 この規約は、1976年9月10日から施行する。

1992年09月27日～29日 全日赤47回定期全国大会にて改正

1997年07月10日～12日 全日赤52回定期全国大会にて改正

2003年07月12日～14日 全日赤58回定期全国大会にて改正